

平成 26 年度入会金、会費を下記の通り徴収する。

1.平成 26 年度入会金 30,000 円

- 1) 本学への入学生は入学時に納入するものとする。
- 2) 本学卒業生以外の者にして、都道府県同窓会推薦によるものは、理事会の承認を受けた時より 1 ヶ月以内に同額を当該都道府県同窓会長を経て本部に納入する。

2.平成 26 年度会費(本部会費) を下記の通り徴収する。

- 1) 会費1人当たり年額 20,000 円
- 2) 70～74 才までの会員は年額 12,000 円とする。
- 3) 勤務者会員会費、大学、公的医療機関の勤務者及びその他勤務者等、1人当たり年額 6,000 円。
- 4) 本部直属会員、年額 6,000 円。
- 5) 学生会員、年額 6,000 円。

※本部会費以外に所属都道府県会費、地区連合会会費が会員種別に応じ必要となります

直属会員とは

直属会員の要件

- ① 医育機関の教職員等
- ② 国及び地方自治体の職員
- ③ 専業主婦等の歯科医業非従事者
- ④ 海外在住の卒業生

会費免除とは

- ・疾病・廃疾・災害等により会費及び負担金の支払いが困難な会員は、都道府県同窓会長の申請により、理事会の議決を経て免除又は納入の延期をすることができる。
- ・20年以上本会の会員であって75歳に達し、かつ義務を果している会員については、都道府県同窓会長の申請により、理事会の議決を経て、会費を免除する。
- ・直属会員においては本人の申請によるものとする。
- ・会費の免除を受けても、会員としての資格は失わない。